

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成 28 年 3 月 25 日)

開催日及び場所		平成 28 年 3 月 4 日(金曜日) 4 階 第2 会議室			
委員		高島 剛一 (弁護士) 岡田 行雄 (熊本大学法学部教授) 土田 華寿磨 (公認会計士)			
審議対象期間		平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日			
審議対象案件		205 件 うち、1者応札案件 57 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件			
抽出案件		17 件 うち、1者応札案件 8 件 (抽出率 8 %) (抽出率 14 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 0 %)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		5 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型指名競争		0 件
			工事希望型競争		0 件
			その他の指名競争		0 件
		随意契約		0 件	
	業務	一般競争		2 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型競争		0 件
			簡易公募型競争		0 件
			その他の指名競争		0 件
		随意契約	公募型プロポーザル		0 件
			簡易公募型プロポーザル		0 件
			標準型プロポーザル		0 件
			その他の随意契約		0 件
	物品・役務等	一般競争		10 件 うち、1者応札案件 8 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争		0 件	
		随意契約(企画競争・公募)		0 件	
		随意契約(その他)		0 件	
	(特記事項)				

各委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	<p>① 【指名停止一覧表】 厚生労働省発注の業務の入札において、贈賄により指名停止となった業者は、「贈賄を行った事実が明確」としているが、何を根拠に事実が明確としているのか。</p> <p>② 荷掛作業中の死亡事故の案件は、安全管理措置が不適切だとして指名停止としているが、結果として工事関係者が死亡したことから不適切だとして指名停止としたのか。</p> <p>③ 【抽出工事等】 総合評価落札方式の入札で、技術評価点が低い者は入札金額をかなり下げて入札している傾向にあるが、入札者が自身の技術評価点が低いことを認識して、入札金額を調査基準価格近くまで下げなければ落札できないとして、このような傾向となっているのか。</p> <p>④ 林道の測量設計の総合評価落札方式の入札において、応札業者の技術評価点が最高点と最低点に大きな差が生じているが、どのようなことが考えられるか。</p> <p>⑤ 治山工事の入札で工事費内訳の工種において、一者だけ工事費（実播工）が突出した額を提示している業者があるのはどう考えるか。</p> <p>⑥ 予定価格と入札金額に乖離があると、林野庁が採用している単価が実情と合っていないのではないかと考えるが、単価の見直しは行っているのか。</p> <p>⑦ 同一林道名の入札を2件執行していることについて、現場が近いところではないかと考えるが、入札を分割する理由を説明願いたい。</p>	<p>① 委員会資料に記載してある以上の情報は承知していないことから、詳細を調査して後日回答する。</p> <p>② 労働者に危険を及ぼすおそれがある場合は、事業者は安全確保の対策をとる必要があるとしている。当該作業の場合、運転手は重機から下りて目視により確認、また、荷掛作業者は安全な場所に退避するなど義務付けられている。しかし、当該作業者はそれを怠ったと推測される。事業者は安全指導が不徹底だったとして指名停止とした。</p> <p>③ そのとおりと考える。</p> <p>④ 業者の実績や資格を持った人材の有無等により差が顕著に表れたものと考ええる。また、技術評価の評価項目は多岐にわたっているため、業務の実績のみで加点されるものではない。</p> <p>⑤ 当該入札に関して詳細は分からないが、これまでの事例としては、業者が積算する際に、入力を誤ったとの話を聞いたことがある。</p> <p>⑥ 資材単価については、年2回見直しを行っている。</p> <p>⑦ 当該入札は林道名は同じであるが、本線と支線であり、工事箇所は離れた位置関係であるため、2件に分けて入札を行った。</p>

各委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	<p>⑧ 治山事業（地拵え等）の入札で、予定価格が52,000,000円であることから判断すると、競争参加資格がA又はB等級の業者ではないかと考えるが、C等級の業者が落札していることについて説明願いたい。また、一者応札であるが、業者が好まない業務内容であるのか。</p> <p>⑨ 立木販売と造林事業の一括発注事業の入札について、落札業者の企業努力により予定価格以上で立木が売れたとすれば、落札業者の利益となるのか。</p> <p>⑩ 上記の一括発注事業の入札で、落札業者の立木販売先は指定しないのか。また、海外の業者に売り払っても良いのか。</p> <p>⑪ 検査委託の入札で、履行場所である土場の業者以外の者が応札するとは考えにくいことから、入札に付することにより増える事務や費やする時間を考えれば、牽制機能を働かせるなど対策を講じて、随意契約にしても良いのではないかと考える。</p>	<p>⑧ 当該事業は、A等級の事業であるが、通知により「A等級の発注事業にはB等級に加え、C等級に格付けされた業者も当該入札への参加と認めることができる」となっている。落札業者は共同事業体で、うち一社がC等級であるため入札参加することができる。また、当該入札は業種が多種で地拵・植付作業に加えて、枝条集積運搬作業もあり、この業務に対応できる業者が少ないことなどが原因で一者応札になったと考えられる。</p> <p>⑨ そのとおりである。</p> <p>⑩ 立木の権利は落札業者に移行することになり販売先の指定をすることはない。このため、落札業者が海外の業者に売り払うことも可能である。</p> <p>⑪ 事業の透明性、公平性から、通知等に基づき入札としているが、実態に即した貴重な意見として受け止める。</p>
<p>委員会による意見の具申又は 勧告の内容 〔これらに対し部局長が講じた措置〕</p>	なし	なし

事務局：九州森林管理局企画調整課